

## 平成 27 年度第 1 回「岐阜県木の国・山の国県民会議」議事概要

日 時：平成 27 年 7 月 17 日（水）13：30～15：10

場 所：県庁 4 階特別会議室

### 議題 1

#### ■各委員の所属専門部会、年間スケジュールについて

（池戸林政課長から資料 1 に基づき説明）

### 議題 2

#### ■平成 26 年度岐阜県森林づくり基本計画に基づく施策の実施状況報告書（案）について

（池戸林政課長から資料 2 に基づき説明）

#### 【山川委員】

2 頁のところで「木質バイオマスエネルギーへの転換プロジェクト」が「恵みの森林づくり」に分類されているが、これは「生きた森林づくり」に分類されるものではないか。

また、5 頁の「水源林プロジェクト」は電力会社等の届出が 20 件、とあるが、258 箇所、5 万 ha 以上の森林の取引の件数としては少なすぎないか。制度がうまく機能していないのではないか。ご確認願いたい。

8 頁の「木質バイオマス利用施設の導入促進」において、すべてストーブ関係が挙げられているが、郡上市においては明宝の温泉施設に木質バイオマスボイラーを導入している。石油でお湯を沸かしていた分をかなり代替してくれている、3 割から 4 割、夏の間はほとんどもつ、という、そういった大型のものについても記載すべきではないか。

10 頁の「市町村森林整備計画」において「安定した森林経営や計画的な木材生産のために・・・」とあり、「安定した計画的な」ということは非常に重要になってくる。造林補助金等の自伐林家等への支援は大変ありがたいことであるが、林業を生業とする方には、税金を投入している、ということを変更して理解してもらい、社会貢献としての林業をやってもらふ必要がある。最も問題なのは山を放棄した人の山をどうするかであり、森林の社会的管理化を進める必要がある。県では、森林・環境税を入れており、奥山林の間伐など、県の関与を進めていく施策を実施しており、評価できる。

以前あった「分収林」という、裸地から育て上げて、裸地で返す、という仕組みに対峙する形で「長期伐採権」という考え方がある。これは 1998 年くらいに九州大学の塚先生らが九州で大規模皆伐が行われた際、伐採後の山をどのように再造林していくか、ということに関して諸外国の「長期伐採権」というものを持ち出してきたもの。岐阜県の造林補助金は約 2 割減になっているので、山を作り替える、ということに関して今までの針葉樹を針葉樹に植え替える、ということ制限して何かほかの考え方があるのかと思った。

この「長期伐採権」というのは山をかまわない方から立木の伐採権をとって、今年伐るわけではなくて、長期に渡った施業を事業体に任せて、伐採後保育をして木にして戻すということをするもので、「分収林」とは考え方の出発点が異なるもの。

そういった長期に渡る施業を森林経営計画として認められるような場所で行う場合、長期に渡る伐採と保育までを実施する、放棄をしない施業を実施していくことに対してアドバンテージを持たせるような施策を実施してもらえると、必要などころには植えていけるし、そうでな

いところは認定しなければ、造林補助金等が入ってこないわけであるので、岐阜県の森林をつくる、という点で非常に強い社会的な管理が行使できると考えている。「長期伐採権制度」という考え方についてどのように考えているか聞きたい。

18頁の「ぎふ性能表示材」と「JAS材」の違いについて、また、長野県組んだ場合、「ぎふ性能表示材」という名称は「ぎふ長野広域認証材」というような名称になるのか。

(池戸林政課長)

2頁の「木質バイオマスエネルギーへの転換プロジェクト」については、もともと、基本計画を作った時の考え方では環境を重視した取組み、として位置付けており「恵みの森林づくり」としている。

(平井恵みの森林づくり推進課長)

当時、バイオマス発電は大きなものは計画されておらず、バイオマスは薪ストーブやペレットストーブなどが主体であり、環境に配慮した普及事業としての側面が強かったため「恵みの森林づくり」として位置付けたもの。現在のように量が出てくると「材」としての取り扱いになっており、現在ではだいぶ「生きた森林づくり」に近くなっていると感じている。

(平井恵みの森林づくり推進課長)

5頁の「水源林プロジェクト」における水源地域の森林取得の届出については、相続に関するものについては届け出る必要がない。届出の多くは郡上方面で森林を伐採するために所有権を移転するというもの。水源地域での森林の売買については行政書士、司法書士、森林組合を通すことが多いため、説明会を実施して漏れが出ないようにしている。相対での売買に対応するため、昨年度は9箇所、今年度は10箇所程度で地域の座談会を実施して、水源地域での森林の売買については届け出るように進めている。

(長沼県産材流通課長)

8頁の「木質バイオマス利用施設の導入促進」については、ボイラーについてもカウントする。

また、18頁の「ぎふ性能表示材」と「JAS材」については、次のような経緯がある。「JAS材」はJASにより、品質がしっかりしたものを消費者に使用してもらうことを目的として、乾燥度合いや、ヤング係数(材のたわみにくさ)を認定しているもの。しかし、JASの認定を取るためには高額なお金がかかり、県内中小の製材工場では取得することが難しかった。そのため、「ぎふ性能表示材」という「JAS材」と同等の品質の証明材の仕組みを作った。「JAS材」が広がれば目的は達成されていると考えていただくことができる。ここでは、「ぎふ性能表示材」の出荷量を実績として示しているため数字的には落ちている。

長野県との「広域認証材」も「ぎふ性能表示材」「JAS材」と同等の基準のものであり、共同で中京圏、首都圏へ県産材を売り込んでいこうというもの。名称については「ぎふ性能表示材」のままで売り込んでいく。

(岩月森林整備課長)

長期伐採権制度については、原木の安定供給や伐採後の着実な更新を図るひとつの手法であると認識している。ただし、立木の価格等を考えると素材生産業者のリスクもあるのでは、と考えている。

例えば、九州地方の大分県等では、基金等を積み立てて更新対策を行う取組みがあり、そういった素材生産業者や加工業者といった木に関わる事業者自ら支援するという仕組みが九州では現実化しているということも聞いている。

【山田委員】

「長期伐採権制度」の内容についてももう少し教えてほしい。

【山川委員】

何かいいものはないかとインターネットで調べていた。「長期伐採権制度」は九州大学の堺先生が1998年くらいに、九州でいろいろな山が無計画に伐採されて、そのあとの再生林が非常に少ない、2000年の林業センサスでは約50%しか再生林しなかったという事実をもって、このままではいけないだろう、責任をもって再生林を実施していくためには、森林資源の管理はある程度社会の使命としてやっていかなければならないと考えたもの。ではどのような方法があるか、ということ考えたとき、欧米、特に北米の方で非常に広い国や州が持っている、すでに立木がある森林において、立ったままの木がある山を30年なら30年という形で事業者へ委託するもの。そこはすぐに伐る必要はなく、通年雇用や安定供給のために計画的なやり方ができる。例えば1000ha任されれば今年は10伐る、来年は100伐る、というように、日本のように短期にすぐに伐らなければならない、というものでなく、安定的にできるという「伐採権」を言っているようである。

森林経営者が森林に関して社会的に反するような行動、伐ったらその場に置いておくようなことは許されることではないので、社会的規則を強化して、事業者の方も安定して毎年の事業ができる、という制度で、「分収林」のように裸のところに植えて、最後は木を売って返す、というのではなく、立っているものの権利を取り、立っているもので返す、という話のようである。

しかし、先ほども、課長の方から説明があったが、いいことばかりでもない。最終的に、計画制度は市町村の森林管理委員会が許可を出して指導していくことになり、かなり市町村に指導していく力がないとうまく回らない。そういう意味で郡上市ではプランナーを独立した形でうまく動かせないか、と考えているところ。

この論文の中では、うまくいくためには、上流下流が集まった協議機関である流域活性化センターというようなところが経営計画を承認する、というような形で、植え替えをしてきちんと見てくれるところがあり、事業者が山に興味をなくした人の森林をこのように取り込んで、広い面積で50年なら50年単位でそこがかまえるという「伐採権」。

【山田委員】

運用されているわけではないのか。

【山川委員】

運用されているわけではない。先ほどもあったようにうまくいかないこともあるようであるのでこれについては研究していかなければならないと考えている。ただ、山に興味がない人たちのところを取り込むためには、経営計画を立てた、というだけでは進まないで、それを木として戻すというところまでいく何かのカラクリを作っていくことが必要なのではないかと。

【森川委員】

19ページの木質バイオマスの利用について、国有林でも県が進めてくれた瑞穂市の木質バイオマス発電施設などのおかげで、全木集材の枝条や根元などのC・D材の利用が進んでおり、県の事業の成果が確実にできていると感じている。ありがたく思っている。

そういう意味では、山川委員の意見のように「木材生産林」から出された未利用資源を十分にバイオマス資源として利用していると言える。

【中島委員】

5カ年の計画中に目標数値を見直すことはないのか。200%という達成率もあれば達成できるのかという数値もある。

(池戸林政課長)

第3期の計画の際に見直すことになる。

**議題3**

■第3期岐阜県森林づくり基本計画の方向性について

(池戸林政課長から資料3に基づき説明)

【川合委員】

20年前にはせせらぎ街道は道が細くてスピードが出せなかったのが景色を楽しむことができた。途中で安らぐことができる、憩いが戻らないものかと感じている。そんな森づくりができないだろうか。

【伊藤委員】

せっかくいい森づくりをしたときに県民に見てもらえるように、ということを反映してもらえたらよいと思う。

(瀬上林政部長)

ポケットパークのようなやり方もある。

【清水委員】

「『ぎふ木育利用施設』の一大拠点整備」とあるが、木育だけに限定しないようにする必要がある。県民が山に親しむ、山に入っていくというもう少し広いイメージを持ちたい。山にごみを捨てない、所有者が大切にしている森の恵みを勝手に取っていかないなど、山に親しみ、山をどう守るか、という視点が必要かと思う。

また、「100年先の森林づくり」とあるが、「100年先」ではなく、「次世代へつなぐ」のような、自分たちが今つくる、というイメージが湧く言葉が入るとよい。

【山田（貴）委員】

賛成。「100年先」では誰も責任を持たないということ。

【伊藤委員】

全体を通してだが、県民の皆さんにご理解いただける、計画段階で関わっていただけるようなやり方が必要。

### 【中島委員】

計画全体として人間側が多い。最近、岐阜市でも野生動物が出ている。是非、野生動物が本来いる場所を豊かにするような計画としてほしい。

### 【山川委員】

森林というと、林業を想像することが多いが、医療や教育などと同じように、森林は社会資本である、ということを念頭に置いて、山の木を使うことだけではなく、大多数の川下の人たちの納得が得られる森林づくりを進めていかなければこの仕事は成り立たないと考える。今回の「100年」や「次世代」という言葉は正に社会資本である。その先端で指導をしていく基となるのは市町村森林整備計画である。しかし、高山市が独自色を出しているものの、どの市町村の市町村森林整備計画も同じような計画を出している。県には独自の市町村森林整備計画を作ってもらえるような指導をお願いしたい。

### 【伊藤委員】

地域行政にはいろいろな力量があるかと思うが、そこをどのように県がフォローして、地域ごとにオリジナリティーの高い森林への関わり方をし、市町村森林整備計画を立てていくか、その雰囲気を醸成していただきたい。

(瀬上林政部長)

今後、「森林経営診断士」の制度により、市町村森林整備計画の作成にかかわることのできる人材を育成していく。

### 【後藤委員】

「林業の成長産業化を本格化」の意味は。また中国・韓国を中心とした輸出は県が進めることは可能なのか。

(瀬上林政部長)

これまで、低コスト林業により生産性を上げて、儲けを増やして人が生活できるようにしていこう、という林業や作業道など、基礎的な取組みによって林業を「産業化」という、いわゆる林業を「業」とする取組みを進めてきた。

現在、岐阜県だけでなく、安倍政権でも「林業の成長産業化」に取り組むと言っているところであるが、アシストスーツや海外の先進的な技術などを取り入れることで、起爆剤として、さらに「成長産業」を進めていくということ。海外では林業が実際に「成長産業」となっている。

県産材の輸出については、3億円程度であるが行っている。ここで、なぜ「輸出」か、というところであるが、いわゆる少子高齢化が進む中で住宅需要が下がることで国内での木材需要は下がっていくが、国内の木は成長していくという現実がある。中国、韓国は日本の木を買ってくれており、県内でも数社輸出を行っている会社があり、いわゆる芽がある、ということで、さらに推進していこうという取組みになっている。

#### 【川合委員】

ここ 10 年くらい中国の奥地や韓国を周ってきた。特に中国では開発が進み、あちこちでマンションが建っている。森がなくなり、潤いを求めている人が多いと感じている。そろそろ下へ降りて家が欲しいと思っているのではないかな、と痛切に感じている。日本国内の良い木をどんどん輸出できる方向に頑張ってもらえれば良いと感じている。

#### 【山田委員】

韓国を中心とした輸出については私も関わっている。ヒノキを中心にソウル近郊で、構造体だけであるが輸出することで進め始めている。なぜそれができるようになってきたか、というと日本の木材価格が国際相場まで近づいてきているから。国際相場よりも安い場合もある。

木造住宅に限らず新築住宅の着工戸数は人口減少を背景に減少していく。その時に、努力してA材と呼ばれる建築材、場合によってはB材も輸出していかないと、日本の木が使われなくなってくる。主力は民間であるが、県や国のバックアップが必要となる。経済のしきたりや文化の違いがあり、輸出は難しいことが多く、ぜひその点は力を貸してほしいと考えている。

#### 【伊藤委員】

新しい計画については、今後も意見を伝える場がある。多くの県民の皆さんに意見を聞いて進めていきたいと思うのでご協力をお願いしたい。

### 報告事項 1

#### ■ 第 39 回全国育樹祭について

(荻巣全国育樹祭事務局次長から資料 4 に基づき説明)

#### 【篠田委員】

木曳きを行った大径木はどのように扱うのか。

(荻巣全国育樹祭事務局次長)

皇族殿下が座られる建物など、育樹祭の会場の設備として利用する。さらに、演出でも利用できたら、と考えている。

#### 【篠田委員】

それは 100 年間使えるものか。

(荻巣全国育樹祭事務局次長)

育樹祭で使うものは仮設であり、育樹祭後に取り払われるものもある。揖斐川町が施設等を作る予定であると聞いており、そこで使用できるよう働きかけていきたい。

(瀬上部長)

100 年以上の木であるので、木曳きして持ってきた木もそれぐらい使えるような工夫をしていきたい。

**【篠田委員】**

100年育ってきた木であるので、これから100年使っていく、ということの方が大切だ  
と思うので、是非そうしてほしい。